

マイナンバー(個人番号)制度が はじまります

▼問合せ 住民グループ ☎079(435)2363

マイナンバーってなに？

平成27年10月から日本国内の全住民に通知される一人ひとり異なる12桁の個人番号のことです。

マイナンバーは、生涯にわたって使う大切な番号です。

どんな時にどんなふうに使われるのか、広報はりまでは少しずつご紹介していく予定です。



マイナンバーおよび、個人番号カードについて、すぐに詳しく知りたい方は、下記をご参照ください。

マイナンバー 検索
政府広報 検索

マイナンバーコールセンター
☎0570-20-0178
土・日曜日、祝日、年末年始を除く
9:30~17:30
※英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語は☎0570-20-0291におかけください。

マイナンバーって何に使うの？

災害対策
被災者生活再建支援金などの災害対策に関する手続き

税
確定申告など、税務関係の手続き

年金
年金、医療、介護、児童手当などの社会保障関係の手続き

市町村 税務署 年金事務所

マイナンバー制度が導入されると、皆さんが窓口へ提出する書類が簡素化されます。名前や住所が変わっても、マイナンバーは原則変わりません。そのため、役所間での情報連携がスムーズになり、各種手続きが円滑になります。

マイナンバーを、きちんと受け取って活用するためのポイント

皆さんのマイナンバーをお知らせする『通知カード』を、平成27年10月から順次お届けします。確実に受け取り、活用するために次の①～④の手順をご確認ください。



1 住所を確認

『通知カード』は住民票の住所へ、世帯ごとに世帯主宛に、簡易書留で郵送します。転送不要の封書にてお送りする予定です。

※現在住んでいる所に住民票を置いていない方は、確実に『通知カード』を受け取るために、現住所に住民登録を移す手続きを住民グループで行ってください。
※アパートなどに住んでいる方で、住民票にアパート名、部屋番号の記載がない方は、通知が確実に届くよう、記載の申し出を住民グループで行ってください。

※長期入院・入所のため住民登録地で通知カードが受け取れない方については、次月号の広報で対応方法をお知らせします。

2 受け取った郵便物の中身を確認

封書の中には、次の4点が同封されています。

□ 『通知カード』

『通知カード』は、『個人番号カード』の交付時など各種手続きに必要となりますので、紛失しないように気を付けてください。

- 『個人番号カード』交付申請書
- 返信用封筒
- 説明書

3 『個人番号カード』の申請をする

個人番号カードとは、一人ひとりに与えられた12桁のマイナンバーを記載したカードのことで、本人確認に利用できる公的身分証明書として使えるようになります。個人番号カードの申請方法は、決まり次第広報で紹介します。

4 『個人番号カード』を受け取る

平成28年1月以降に、本人が住民グループで受け取ります。この時、『通知カード』が必要となります。10月に郵送で受け取ったあと、紛失しないように大切に保管してください。

Q1. 通知カードを紛失した場合どうしたらよいですか？

A1. 住民グループで再交付の申請を行ってください。(手数料が必要になる予定です)

Q2. 引っ越しした場合は、通知カードはどうなるの？

A2. 住所が変わると通知カードに新住所を記載することになる予定です。

引っ越しの際は、必ず通知カードを窓口へお持ちいただき、住所変更の手続きを行ってください。

年金

付加保険料を納付しませんか

▼問合せ 保険年金グループ
☎079(435)2581
加古川年金事務所
☎079(427)4743

付加保険料とは

平成27年度の老齢基礎年金の年金額は、40年間の保険料をおさめた場合の満額で78万100円になりますが、老後にこの年金額をもう少し引き上げたいとお考えの方には、付加年金制度が設けられています。

これは、毎月の国民年金保険料(平成27年度は1万5千590円)に付加保険料(400円)を上乗せして納付すると、老齢基礎年金に上乗せして支給される仕組みです。

厚生年金などの被用者年金制度に加入している方は報酬によって保険料や給付額が増減しますが、第一号保険者の場合は、保険料と給付(老齢基礎年金)が定額になっています。

付加保険料の額は定額

付加保険料の額は月額400円です。付加保険料を納付することができるのは、第一号被保険者または任意加入被保険者(65歳以上の方を除く)の方です。

付加保険料は納付の届け出を申し出た月から納付することになり、いつでも任意の

ときに申し出て、その納付をやめることができます。

保険料の免除または保険料の納付猶予を受けている方や国民年金基金の加入している方は、付加保険料を納めることはできません。

付加年金額は

付加年金額の計算は、200円×付加保険料月額となります。

なお、付加年金は、老齢基礎年金の受給権を得た月の翌月から支給されます。老齢基礎年金を繰上げ受給または繰下げ受給する場合には、付加年金額も老齢基礎年金の減額率・増額率に応じて減額・増額されます。

付加保険料の手続きは

付加保険料の納付申出の手続きは、「国民年金付加保険料納付申出書」を住民登録している市区町村役場の国民年金担当窓口へ提出します。

▼必要書類など

- ① 年金手帳または納付書など基礎年金番号のわかるもの
- ② 認め印